平成２７年（フ）第１１号
長野県飯田市山本650番地４
債務者　昼神きみ子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２１４３号
愛知県愛西市渕高町一ノ割28番地１　セントレー佐織1208号
債務者　兼定　　歩
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１６０号
名古屋市中村区森田町１丁目６番28号　珠実荘103号
債務者　葛本　光代
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１８３号
愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字龍海32番地
債務者　宮地　岳彦
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１号
名古屋市千種区新西１丁目１番23号　レオパレスグリーンシティ香流101号
債務者　青山　康之
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０号
三重県津市寿町７番35号　ロイヤル・ワタナベ205
債務者　市丸　幸秀
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９号
三重県名張市緑が丘中45番地、前住所三重県名張市新田1280番地13
債務者　西　　義春
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第６８４号
兵庫県芦屋市浜町14番６－402号、前住所兵庫県芦屋市高浜町２番１－1644号
債務者　今村寿美子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７０２号
兵庫県尼崎市塚口町４丁目61番地　やよい苑Ｃ－Ⅱ
債務者　竹中　幸一
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２５号
鳥取県鳥取市気高町下光元480番地１
債務者　山田聡智子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
鳥取県鳥取市正**蓮**寺211番地１　グランドハイツ正**蓮**寺73―114号
債務者　藤縄　正二
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５号
鳥取県米子市大谷町260番地６　吉井ハイツＣ棟201号、前住所鳥取県米子市奥谷319番地17
債務者　中田　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３号
島根県益田市高津６丁目17番３号
債務者　安田　太樹
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第４号
山口県下関市長府才川１丁目37番37号　サンガーデン・エルモＢ棟―101号、前住所山口県下関市清末陣屋５番37号
債務者　青木　一代（旧姓江藤）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
山口県下関市豊浦町大字室津下898番地
債務者　弘中スエ子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
福岡県田川市大字伊加利2011番地　城山団地４－２－１
債務者　大場　麻美
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第４号
福岡県田川市大字伊田2739番地　三井伊田三井伊田団地10―５－３
債務者　池上　佳佑
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所田川支部